議案第８６号

西春日井広域事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第２項の規定により、西春日井広域事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和元年１１月２９日提出

北名古屋市長　長　瀬　　保

提案理由

この案を提出するのは、西春日井広域事務組合病院施設整備等補助金の交付の対象となる医療機関が新たに設置されたことに伴い、建設及び医療機器購入に関する負担金の負担割合を改めるため、本組合規約の一部を改める必要があるからである。

西春日井広域事務組合規約の一部を改正する規約

西春日井広域事務組合規約（平成１５年規約第１号）の一部を次のように改正する。

第８条第３号イを次のように改める。

イ　建設、医療機器購入に関する負担金

補助金交付の申請をする２次救急医療機関所在地の市町　７５．０００パーセント

上記以外の市町　２５．０００パーセントを人口割（前年の１０月１日における住民基本台帳の人口）により負担

附　則

この規約は、令和２年４月１日から施行する。